

入 札 説 明 書

大分県が発注する県庁舎等施設保守管理業務のうち下記の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 20 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日 令和 7 年 7 月 4 日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 役務の種類 施委第 7－2 5 号 県庁舎等施設保守管理業務委託
- (2) 委託期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
- (3) 対象施設
県庁舎本館、新館、別館及びその構内の施設、受変電棟、市町村会館 6 階県専用部分並びに公用車駐車場ビル、特殊車両車庫

3 大分県物品等電子入札システムの利用

この入札については、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (4) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、電気設備保守管理業、冷暖房設備保守管理業及び消防用設備保守管理業の全ての登録を受けている者であること。

- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 第 8 号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 本店又は支店等（大分県との契約について委任を受けた者に限る。）の所在地が大分県内にある者であること。
- (7) この公告の日から下記 8 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（電気設備保守管理業、冷暖房設備保守管理業及び消防用設備保守管理業）を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げ者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) 大分県物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

5 施設保守管理業務の仕様

別添「施委第 7－25 号県庁舎等施設保守管理業務委託仕様書」のとおり

6 大分県物品等電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 入札の方法

入札に参加する者は、上記「4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる条件を全て満たしている者並びに、事前到大分県共同利用型電子入札システムにおける IC カード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。なお、紙入札での参加については下記(6)の規定によることとする。

- (1) 入札参加申請期間

公告の日から令和 7 年 7 月 22 日(火)午後 5 時まで

- (2) 入札書提出期間

入札参加承認の日から令和7年7月28日（月）午後5時まで

- (3) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。
- (4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) **入札金額は、消費税及び地方消費税額抜きの月額の金額を入力すること。**

(6-1) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、令和7年7月22日（火）午後5時までに「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）を発注者に2部提出して承認を得るものとする。

【紙入札を認める基準】

- ① 商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
 - ② ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
 - ③ 電子入札の対応が困難であると認められる場合
 - ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合
- ※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

(6-2) 紙による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。また、入札書（第5号様式）は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(6-3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

8 開札の方法

開札は、大分県物品等電子入札システムにより行うものとする。

- (1) 開札場所 大分県土木建築部 施設整備課 企画調査班（新館6階）
- (2) 開札日時 令和7年7月29日（火）午後10時00分

9 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

10 入札保証金に関する事項

免除とする。

11 契約保証金に関する事項

免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

13 最低制限価格の設定

無

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、大分県物品等電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

16 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和 7 年 9 月 1 日から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。

17 入札（見積）結果表の閲覧による公開

入札（見積）結果表の閲覧を希望する者は、入札（見積）結果表閲覧申請書を提出の上で閲覧を行うことができる。

18 質問の受付及び回答

- (1) 本業務についての質問は、質問書（別添様式）により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 3 時以降に、質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。
- (2) 提出場所 大分県土木建築部 施設整備課 企画調査班

- (3) 提出期限 令和7年7月14日(月)午前10時00分
- (4) 提出方法 持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。
※提出期限までに必着とすること。
※FAXによる場合は必ず電話により着信を確認すること。

19 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本委託に係る事項については、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

20 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県土木建築部 施設整備課 企画調査班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-4713